

研究論文

地方創生の意義と課題についての一考察

—従来の主要な政策との比較から—

A Study on the Significance and Challenges of the Policy for Overcoming Population Decline and Vitalizing Local Economy
—From a Comparison with the Conventional Major Policies—

井上 武史*

はじめに

- I. 地域開発の経緯と枠組み, 特徴, 意義と課題
 - II. 都市政策の経緯と枠組み, 特徴, 意義と課題
 - III. 都市再生の経緯と枠組み, 特徴, 意義と課題
 - IV. 地方創生の経緯と枠組み, 特徴, 意義と課題
- むすびにかえて

地方創生は、各地で実践されている諸政策の基本的な理念として現在最も注目されているものである。しかし、人口減少への対応という長期的な取り組みという点から見れば緒に就いたばかりであり、その意義と課題についてデータ等を用いた事後的な検証が可能となる段階には至っていない。そこで、本稿では、地域を取り巻く従来の主要な理念として地域開発、都市政策、そして都市再生の3つを取りあげ、その経緯と枠組みを整理したうえでそれぞれの特徴を地方創生のそれと比較し、従来の主要な理念の意義と課題を踏まえて、地方創生の意義と課題についての示唆を得る。

比較の軸としたのは、国と地方の関係、経済と生活の関係、大都市圏と地方圏の関係の3点である。従来の主要な理念と比較して地方創生には多様な特徴が見出されるが、このことは地方創生が独自の特徴を持つということだけでなく、これまでの経緯を踏まえて変化を遂げたものであるということを示唆している。

キーワード：地方創生, 地域開発, 都市政策, 都市再生

* 福井県立大学地域経済研究所

はじめに

地域を取り巻く諸政策の基本的な理念として、今、多くの地域で掲げられているのが「地方創生」と呼ばれるものであろう。国の主導もあって、地方創生に即した総合的な戦略が各地で策定され、実践に移されている¹。

地方創生に関する議論についても、その注目度の高さからか賛否を含めて多岐にわたっている。例えば、地方創生の前提となる人口減少の進展と地方消滅の危機をどのように認識し対応していくのか、国と地方の役割分担はどうあるべきか、各地で策定された地方創生の戦略には実効性があるのかなど、枚挙に暇がない。

本稿は、地域を取り巻く諸政策の基本的な理念として現在最も注目されている地方創生を、これまでに行われてきた諸政策との関連の中に位置づける試みを通じて、地方創生の意義と課題についての示唆を導こうとするものである。すなわち、高度経済成長期から現在に至るまでに実践されてきた諸政策の理念となってきた地域開発と都市政策、都市再生の3つを取りあげ、これらの枠組みを地方創生と比較することを通じて地方創生の特徴を明らかにし、その意義と課題についての示唆を得ることにしたい。

比較の軸は次の3点である。すなわち、①国と地方の関係、②経済と生活の関係、③大都市圏と地方圏の関係、である。ごく簡単に言えば、第1の点は政策の主体に関する特徴、第2の点は政策の手段と目的に関する特徴、第3の点は政策の対象に関する特徴を表している。地域開発、都市政策、都市再生ではこの3点から見て違いがあり、それぞれの特徴

をなしている。したがって、これらの政策の意義と課題もこうした特徴から導出することができるだろう。さらに、地方創生の特徴についても、これら3つの点からの比較によって明らかになれば、その意義と課題を見出すことができると考えられる。

本稿の構成は次のとおりである。第1章から第3章では、地域開発、都市政策、都市再生について²それぞれの経緯と枠組みを述べ、上記の3つの点から特徴を示したうえで政策の意義と課題を論じる。第4章では、地方創生について同様に述べ、第3章までの政策との比較を通じて地方創生の意義と課題に対する示唆を導く。

I. 地域開発の経緯と 枠組み、特徴、意義と課題

本章では地域開発の経緯と枠組みについて概要を整理し、その特徴、そして意義と課題について述べる。

ここで取りあげる地域開発とは、高度経済成長期における全国総合開発計画を中心として進められた政策の基本的理念となったものである。「もはや戦後ではない」と1956（昭和31）年の経済白書で謳われたように、当時の日本は戦後復興から高度経済成長への大転換期を迎えていた。こうした中で、政策の面でも所得倍増計画など経済計画による所得の増加と、全国総合開発計画など国土計画による各地の開発が進められることになった。したがって、地域開発では経済計画と国土計画が車の両輪となって、各地における所得増加が政策の中心に位置づけられた。

表 1 全国総合開発計画（概要）の比較

	全国総合開発計画 (全総)	新全国総合開発計画 (新全総)	第三次全国総合開発計画 (三全総)	第四次全国総合開発計画 (四全総)	21世紀の国土の グランドデザイン
閣議決定	1962(昭和37)年10月5日	1969(昭和44)年5月30日	1977(昭和52)年11月4日	1987(昭和62)年6月30日	1998(平成10)年3月31日
策定時の内閣	池田内閣	佐藤内閣	福田内閣	中曽根内閣	橋本内閣
背景	1 高度成長経済への移行 2 過大都市問題, 所得格差の拡大 3 所得倍増計画(太平洋ベルト地帯構想)	1 高度成長経済 2 人口, 産業の大都市集中 3 情報化, 国際化, 技術革新の進展	1 安定成長経済 2 人口, 産業の地方分散の兆し 3 国土資源, エネルギー等の有限性の顕在化	1 人口, 諸機能の東京一極集中 2 産業構造の急速な変化等により, 地方圏での雇用問題の深刻化 3 本格的国際化の進展	1 地球時代(地球環境問題, 大競争, アジア諸国との交流) 2 人口減少・高齢化時代 3 高度情報化時代
長期構想	—	—	—	—	「21世紀の国土のグランドデザイン」 一極一軸型から多極型国土構造へ
目標年次	1970(昭和45)年	1985(昭和60)年	1977(昭和52)年から おおむね10年間	おおむね2000(平成12)年	2010(平成22)年から 2015(平成27)年
基本目標	<地域間の均衡ある発展> 都市の過大化による生産面・生活面の諸問題, 地域による生産性の格差について, 国民経済的視点からの総合的解決を図る。	<豊かな環境の創造> 基本的課題を調和しつつ, 高福祉社会を旨として, 人間のための豊かな環境を創造する。	<人間居住の総合的環境の整備> 限られた国土資源を前提として, 地域特性を生かしつつ, 歴史的, 伝統的文化に根差さし, 人間と自然との調和のとれた安定感のある健康で文化的な人間居住の総合的環境を計画的に整備する。	<多極分散型国土の構築> 安全でうるおいのある国土の上に, 特色ある機能を有する多くの極が成立し, 特定の地域への人口や経済機能, 行政機能等諸機能の過度の集中がなく地域間, 国際間で相互に補充, 触発しあいながら交流している国土を形成する。	<多軸型国土構造形成の基礎づくり> 多軸型国土構造の形成を目指す「21世紀の国土のグランドデザイン」実現の基礎を築く。地域の選択と責任に基づく地域づくりの重視。
基本的課題	1 都市の過大化の防止と地域格差の是正 2 自然資源の有効利用 3 資本, 労働, 技術等の諸資源の適切な地域配分	1 長期にわたる人間と自然との調和, 自然の恒久的保護, 保存 2 開発の基礎条件整備による開発可能性の全国土への拡大均衡化 3 地域特性を活かした開発整備による国土利用の再編成と効率化 4 安全, 快適, 文化的環境条件の整備保全	1 居住環境の総合的整備 2 国土の保全と利用 3 経済社会の新しい変化への対応	1 定住と交流による地域の活性化 2 国際化と世界都市機能の再編成 3 安全で質の高い国土環境の整備	1 自立の促進と誇りの持てる地域の創造 2 国土の安全と暮らしの安心の確保 3 恵み豊かな自然の享受と継承 4 活力ある経済社会の構築 5 世界に開かれた国土の形成
開発方式等	<拠点開発構想> 目標達成のため工業の分散を図ることが必要であり, 東京等の既成大集積と関連させつつ開発拠点を配置し, 交通通信施設によりこれを有機的に連絡させ相互に影響させると同時に, 周辺地域の特性を生かしながら連鎖反应的に開発をすすめ, 地域間の均衡ある発展を実現する。	<大規模プロジェクト構想> 新幹線, 高速道路等のネットワークを整備し, 大規模プロジェクトを推進することにより, 国土利用の偏在を是正し, 過密過疎, 地域格差を解消する。	<定住構想> 大都市への人口と産業の集中を抑制する一方, 地方を振興し, 過密過疎問題に対処しながら, 全国土の利用の均衡を図りつつ人間居住の総合的環境の形成を図る。	<交流ネットワーク構想> 多極分散型国土を構築するため, ①地域の特性を生かしつつ, 創意と工夫により地域整備を推進, ②基幹的交通・通信体系の整備を国自らあるいは国の先導的な指針に基づき全国にわたって推進, ③多様な交流の機会を国, 地方, 民間諸団体の連携により形成。	<参加と連携> 多様な主体の参加と地域連携による国土づくり (4つの戦略) 1 多自然居住地域(小都市, 農山漁村, 中山間地域等)の創造 2 大都市のリノベーション(大都市空間の修復, 更新, 有効活用) 3 地域連携軸(軸状に連なる地域連携のまとまり)の展開 4 広域国際交流圏(世界的な交流機能を有する圏域)の形成
投資規模	「国民所得倍増計画」における投資額に対応	1966(昭和41)年から 1985(昭和60)年 約130~170兆円 累積政府固定資本形成 (1965(昭和40)年価格)	1976(昭和51)年から 1990(平成2)年 約370兆円 累積政府固定資本形成 1975(昭和50)年価格)	1986(昭和61)年度から 2000(平成12)年度 1,000兆円程度 公, 民による累積国土基盤投資(1980(昭和55)年価格)	投資総額を示さず, 投資の重点化, 効率化の方向を提示

資料：国土交通省HPより

<http://www.mlit.go.jp/common/001116820.pdf#search=%27%E5%85%A8%E5%9B%BD%E7%B7%8F%E5%90%88%E9%96%8B%E7%99%BA%E8%A8%88%E7%94%BB+%E6%AF%94%E8%BC%83%27> (閲覧日：2016(平成28)年12月1日)

1. 地域開発の経緯と概要

『全国総合開発計画（全総）』は、1950（昭和25）年に施行された国土総合開発法に基づいて1962（昭和37）年に策定された。その基本目標となったのは「地域間の均衡ある発展」である。すなわち、都市の過大化による生産面・生活面の諸問題や地域による生産性の格差に対して、国民経済的視点からの総合的解決を図ることであった。その手段として提起されたのが「拠点開発方式」であり、工業の分散と交通通信施設による有機的な連絡が図られることとなった（表1参照）。具体的な拠点として、新産業都市（新産）や工業整備特別地区（工特）が全国に指定され、重化学工業を中心とした企業用地や道路・港湾など物流機能の整備が行われた。

このように、国が高度経済成長と地域間の均衡ある発展を両立させるための方策として地域開発を積極的に推進した。そして、地方でも地域開発への期待が高まり、国の政策に沿った計画を策定していった。

例えば、福井県では1951（昭和26）年、国土総合開発法に基づいて『福井県総合開発計画調書』を策定して、政府に提出した。1956（昭和31）年には『福井県経済振興5カ年計画』が策定され、県民所得の向上が基本目標に掲げられている。そして、1961（昭和36）年には『福井県総合開発計画』が策定され、全総における「地域間の均衡ある発展」を地域の側から捉える形で「本県産業経済の後進性からの脱却」が基本目標に加わることとなった（表2参照）。

これらの計画に基づいて、福井県でも大規模な開発が実施された。その先駆けとなったのが真名川総合開発や奥越電源開発などの電源開発であり、これらに続いて重化学工業の誘致として福井臨海工業地帯が整備された³。特に、後者の場合は国の新産・工特の指定をめざしていたが採択されず、広域の総合開発計画に該当する近畿圏整備法における指定を受けることとなった。すなわち、国の地域開発の枠組みに沿った開発が福井県でも行われていたのである。福井臨海工業地帯は現在

表2 福井県の長期構想（概要）の比較

計画の名称	福井県経済振興5カ年計画	福井県総合開発計画	福井県総合開発計画(改訂版)	新総合開発計画
策定時期	昭和31年12月	昭和36年6月	昭和39年4月	昭和43年3月
計画期間	昭和32～36年度	昭和36～45年度	昭和39～45年度	目標年次 昭和50年
基本目標	県民所得の向上	県民生活水準の向上と完全雇用の達成（長期） 本県産業経済の後進性からの脱却（当面）	県民生活福祉の向上	均衡のとれた豊かな県民生活の実現
計画の内容	施策の柱 <ul style="list-style-type: none"> 産業構造の質的改善 雇用の拡大 		<ul style="list-style-type: none"> 社会開発 経済開発 	<ul style="list-style-type: none"> 社会づくり 人づくり 所得づくり
	主要課題 <ul style="list-style-type: none"> 雇用 鉱工業 農林水産業 建設と開発 運輸通信と観光 流通交易 県民生活 財政金融 	<ul style="list-style-type: none"> 人口、雇用、所得の向上 産業基盤の整備 人的能力の向上 農業の合理化、近代化 工業の飛躍的振興 観光の振興 広域提携 財政、金融基盤の強化 	<ul style="list-style-type: none"> 青年の課題 産業、生活基盤の整備 人的能力の開発 工業の振興 農業の近代化 観光開発 広域提携 資金の確保 	<ul style="list-style-type: none"> 基盤の整備の推進 産業構造の高度化 社会環境の整備 県民資質の向上

資料：稲澤（2001）p.55より抜粋

「テクノポート福井」として多くの企業が立地している。

各地の開発については本稿で具体的に触れる余裕がないが、国の新産・工特の指定獲得競争が各地で加熱し、結果として新産15地域、工特6地域が指定されたことから分かるように、福井県と同様、多くの地域で国の政策枠組みに沿った地域開発が進められたと言える。

続いて1969（昭和44）年に策定された『新全国総合開発計画（新全総）』では、高度経済成長が続く状況の中で「大規模プロジェクト構想」が打ち出され、地域開発を加速させていった。とりわけ新幹線や高速道路等のネットワークを整備することなど、人口・産業の大都市集中が緩和されない傾向への対応を強化することが提起されている。

なお、表1に示されているとおり、全国総合開発計画は第四次まで策定され、その後『21世紀の国土のグランドデザイン』さらには『国土形成計画』として現在に継承されている。したがって、地域開発は現在も進められていることになるが、第三次計画では高度経済成長から安定経済成長に移行したことを受けて「人間居住の総合的環境の整備」を基本目標に据えるなど、大幅な路線変更が行われている。また、後に述べる都市再生など新たな政策の理念が登場する中で、全国総合開発計画の役割は徐々に後退していったように思われる。そこで、本稿では高度経済成長を背景とした地域開発の特徴に焦点を当て、全総および新全総に基づく政策の基本的理念のみを地域開発と位置づける。

2. 地域開発の特徴

次に、地域開発の特徴について3つの点から述べる。

第1に、国と地方の関係、すなわち、政策の主体に関する特徴である。これは、国の主導と言えるだろう。国が策定した経済計画や国土計画に即して地方も計画を策定することで、全国に地域開発が波及していったからである。その意味で国も地方も政策実践の主体ではあったものの、主導していたのは地方ではなく国であった。したがって、地域開発は国の主導により国と地方の双方が主体であったとすることができるだろう。

第2に、経済と生活の関係、すなわち、政策の手段と目的に関する特徴である。地域開発は各地における所得の増加を重要な目的に据えていたことから、経済と生活を比較すれば経済が優先であったとすることができる。より踏み込んで言えば、生活を犠牲にすることが1つの手段となって経済が目的として優先されていた側面がある。なぜならば、地域開発では経済成長の負の側面としての公害や都市問題などの混雑現象が露呈したからである。すなわち、こうした負の側面への対応に消極的であったことが、経済成長を停滞させなかった一因と見ることもできるのである。

第3に、大都市圏と地方圏の関係、すなわち、政策の対象に関する特徴である。全総は「地域間の均衡ある発展」を基本目標に位置づけ、拠点開発方式を主な手法として新産・工特の指定など地方圏の経済成長に重点が置かれていた。このことから、地域開発の対象は主に地方圏であったとすることができる。

3. 地域開発の意義と課題

次に、地域開発の意義と課題について述べる。地域開発についての検証は多様な視点から行われているが、最も重要な点は「地域間の均衡ある発展は成功したのかどうか」ということであろう。その多くは批判的なものであることから、ここでは2つの重要な論考から地域開発の課題を示すことにしたい。

第1に、宮本憲一による検証である。宮本は地域開発がもたらした公害の弊害を強調すると同時に、地域開発による財政面での効果も分析している。すなわち、新産業都市の優等生とされる水島地区について、開発投資に要した費用と租税収入の比較を国・県・市町村その他に分類して行った。その結果は表3のとおり、地区における公共投資のうち産業基盤投資が約7割という高い割合となった中で、県や市町村その他は「国家的開発事業を背負った県と市町村は、まだものがとれていない⁴⁾」状況であったという。すなわち、少なくとも財政面で地域における地域開発の効果は現れなかったのである。

表3 水島コンビナートの財政バランスシート
(単位 億円)

	開発投資 A	租税収入 B	B - A
国	95	2,005	1,910
県	278	96	△ 182
市町村 その他	194	134	△ 60

資料：宮本（1973）41ページ。

第2に、伊東光晴による検証である。伊東によれば、確かに地域開発によって東京から地方に工場が移転した。それは拠点開発方式の意義と言えるかもしれない。しかし、大都市圏に残った跡地には高層住宅が建てられ、

研究所などが立地したという。さらに、首都圏の工場が移転した先は大半が関東臨海であり、近畿臨海の工場も同地域内での移転が過半を占め、残りがその周辺であった。このことから、「東京を中心とする首都圏からの工場分散は、首都圏を中心とする巨大な産業圏を関東地方から東海、長野、山梨そして東北をおおうものとしてつくりだした⁵⁾」「それは分散であるというよりは、首都圏の大きな成長であった⁶⁾」と伊東は述べている。

上記の検証をはじめとして、地域開発によって「地域間の均衡ある発展は成功したのかどうか」という問いに対する答えは、財政と経済の両面から否定的なものが多い。本稿はその可否を問うものではないが、一般的には地域開発がその実現に関して重要な課題が残されたと認識されているように思われる。

II. 都市政策の経緯と 枠組み、特徴、意義と課題

次に、都市政策の経緯と枠組みについて概要を整理し、その特徴、そして意義と課題について述べる。

ここで取りあげる都市政策とは、東京など大都市圏への企業や人口の集中にともなう過密現象、すなわち都市問題の発生に対処するために提起された諸政策の基本的理念となったものである。

1. 都市政策の経緯と概要

地域開発の背景にも都市の過大化といった問題があったが、地域開発を通じて問題が根本的に解消されることはなかった。前章で紹介したように、むしろ問題を深化させた部分

もあったことが指摘されている。同時に、大都市圏以外では人口の流出による過疎の問題が生じるとともに、新産・工特など一部の工業立地地域では企業による有害物質の排出など深刻な公害問題も生じた。このように、地域開発で問題の解消を果たせなかった部分や地域開発から生じた弊害として公害問題とともに都市問題が注目された。後者への対応として提唱された諸政策が、本章で取りあげる都市政策である。

都市政策として提起されたものは、主に2つである。第1に、「シビル・ミニマム」の追求である。松下圭一によれば、シビル・ミニマムとは都市政策における市民的基準である。すなわち、都市問題の激化が「社会保障・社会資本・社会保健のたちおくれ、ことに日本ではその計画的拡充の無視にその原因をもっている⁷⁾」ことを指摘し、個人所得に最低賃金が提起されるのと同様、これらの領域においても「最低基準すなわちミニマムが設定される必要があるだろう。このミニマムは

各領域についてそれぞれが科学的討論にたえる具体的指数として設定され、かつそれらが総合性を持った『市民生活基準』として体系づけられなければならない⁸⁾」と述べている。

シビル・ミニマムを設定する主体については、自治体が市民生活に直接責任を持っているとすれば、自治体レベルでまず設定される必要がある。そして、各自治体が独自のミニマムを設定すれば、相乗効果となって国レベルでのナショナル・ミニマムの策定へと展開される、と松下は述べる。したがって、都市政策には自治体の主体性から始まるとともに国の政策への波及が期待されている側面がある。

シビル・ミニマムの設定は、当時の革新自治体を中心に進められた。例えば、東京都では美濃部都政の下で1968(昭和43)年に『東京都中期計画』が策定され、シビル・ミニマムが理論的フレームに組み込まれている(図1参照)。また、全国革新市長会議も1970(昭和45)年に革新都市づくり綱領として『シビル・ミニマム策定のために』を決定した。

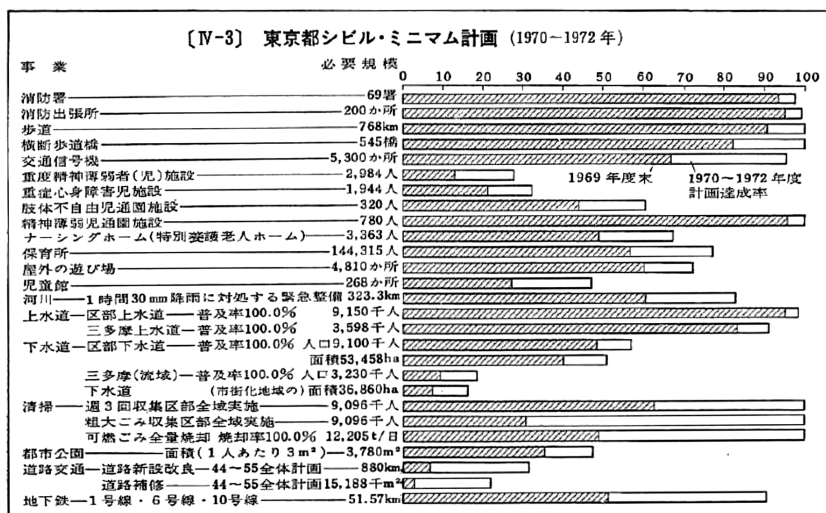


図1 東京都シビル・ミニマム計画 (1970~1972年)

資料: 松下 (1971) 112ページ.

第2に提起されたのは、財源確保の方策である。シビル・ミニマムの設定が自治体によって行われる以上、それを実現するための財源確保も国からの補助金等ではなく自治体が主体的に行わなければならない。しかも、都市問題の激化が背景となっていることから、都市政策を推進するためには、政策の内容だけでなく財源確保においても都市問題の要因を除去するような要素が含まれていれば、高い効果をあげることができるだろう。そこで、「集積の利益を受ける大企業と集積の不利益をこうむる都市住民との間の費用負担関係が妥当なものとなっていない⁹⁾」点に着目した東京都新財源構想研究会は、都市問題を解決するための税制について提言を行った。

具体的には、集積の利益を受け都市問題の要因となっている大企業に対して法人二税（法人住民税、法人事業税）を引き上げることや、固定資産税の時価評価による課税を行うことなどが提起されている。また、個人住民税についても資産所得の優遇措置を廃止するなど、所得の高い階層に対して負担能力に応じた課税を徹底することを提唱した。すなわち、集積の利益を特定の企業や個人に帰属させてしまうのではなく、これを社会的に吸収するとともに集積の利益に伴う不利益を被る都市住民に還元することによって、都市における過密の緩和と公正の確保を図ろうとしたのである。

上記の提言が現実の税制改革に結びつくことはなかった。しかしながら、都市問題の構造と都市政策の理念に即した財政制度が現実の分析を踏まえて提起された点は特筆に値するだろう。

2. 都市政策の特徴

次に、都市政策の特徴について3つの点から述べる。

第1に、国と地方の関係、すなわち、政策の主体に関する特徴である。これは、地方の主体と言えるだろう。何よりもシビル・ミニマムの設定を自治体が行うとともに、各自治体の設定が相乗効果となって国レベルでのナショナル・ミニマムの策定へと展開されると期待されているからである。また、財源確保の方策でも地方独自の課税が提起されている。こうした点は、主体が国であった地域開発と大きく異なる特徴と言える。

第2に、経済と生活の関係、すなわち、政策の手段と目的に関する特徴である。都市政策の背景となった都市問題を経済への優先による弊害と捉えており、その弊害が都市住民の生活環境の悪化という形で現れていたことから、都市政策では明らかに生活の方が優先されている。シビル・ミニマムはまさに「市民生活基準」であり、財政面でも集積の利益という経済面での現象を対象に集積の不利益という生活面での現象に活用するという点が、このことを象徴している。この点もまた、経済優先であった地域開発と大きく異なる特徴となっている。

第3に、東京など大都市圏と地方圏の関係、すなわち、政策の対象に関する特徴である。都市政策は都市問題の発生に対処するものであったことから、これは大都市圏が対象になっていると言える。しかしながら、提唱された政策が大都市圏における混雑の緩和をもたらすとすれば、それは地方圏にとっても大都市圏への流出抑制に寄与することになるだろ

う。したがって、都市政策の対象は直接的には大都市圏であるとしても、間接的には地方圏にも関係があると考えられる。この点もまた、主に地方圏を対象としていた地域開発と異なる特徴である。

3. 都市政策の意義と課題

先に述べたように、都市政策では革新自治体を中心に各地でシビル・ミニマムが設定され、また国の政策にも一定の影響を与えた。その意味では、都市政策は一定の意義があったと言えるかもしれない。

しかしながら、財源確保の提言は現実とはならなかった。東京都では、福祉政策の拡充要請やオイルショックの影響等もあって、美濃部都政の時期に債務残高が大きく増加した。また、大都市の混雑緩和についても一時的な成果はあったものの、それは都市政策によるものというよりもオイルショックなど大都市圏における経済の停滞が要因としては強い¹⁰。

以上の点から、都市政策は地域開発の弊害に対応する面で諸政策の基本的理念としては意義深い面があったものの、その柱となったシビル・ミニマムの導入は一部の自治体に限定され、また十分な財源確保ができずに終焉を迎えたという面では問題の根本的な解消に寄与する結果とならなかった点が課題と言えるだろう。

Ⅲ. 都市再生の経緯と 枠組み、特徴、意義と課題

次に、都市再生の経緯と枠組みについて概要を整理し、その特徴、そして意義と課題について述べる。

ここで取りあげる都市再生とは、1990年代半ばごろを中心としてバブル経済の崩壊による大都市圏の経済的停滞や円高の進行による工場の海外流出（空洞化）、公共事業の削減等による地方圏の経済的苦境など、現在から見れば「失われた10年」と呼ばれる長期停滞の時代に提唱された諸政策の基本的理念となったものである。

1. 都市再生の経緯と概要

先に述べたように、都市再生が提起された背景には、地域開発や都市政策とは大きく異なる経済情勢がある。とりわけ、高度経済成長から安定成長へ、さらにはバブル経済を経て長期停滞の時代へと大きな変化を遂げる中で、都市をとりまく環境も変化していった。「再生」という名称からも分かるように、経済情勢の変化に伴い新たな活力が求められていたことが都市再生の背景にある。

なお、都市再生は主に2つの類型に分けられる。大まかに言えば、一方が国の立場を重視したもの、他方が地方の立場を重視したものとなるだろう。

前者は国の取り組みである。2001（平成13）年に都市再生本部が内閣に設置され、3つの柱、すなわち①都市再生プロジェクトの推進、②民間開発投資の促進、③全国都市再生の推進が重点政策となっている。これは、バブル経済崩壊後の「失われた10年」と呼ばれる状況が続く中で新たな経済活性化を図るものであった。しかしながら、経済の側面と大都市に偏重しており、地方の切り捨てを図るものであるという批判がなされている¹¹。また、国が主導する政策であることから、地

方分権や住民参加など自治体や住民の主体性に配慮しない点も指摘されている。

こうした批判もあって、2007（平成19）年には地方再生戦略が策定された。これは、地域間格差の是正や地方の重視など国の政策路線を転換するものである。とりわけ、地方再生の原則の中に「補完性」（地域の実情に最も精通した住民、NPO、企業等が中心となり、地方公共団体との連携の下で立案された実現性の高い効果的な計画に対し、国は集中的に支援）が示されるなど、都市再生本部とは明らかに異なり地方の主体性を尊重する姿勢が打ち出されるようになった。しかしながら、具体策では企業誘致を中心とした経済面が重視されており、生活環境の整備という視点も欠落している。したがって、都市再生本部の政策から大きく転換するものではなかったとの見方が一般的である。

もう1つの都市再生は、地方の立場を重視したものである。すなわち、都市再生の主体を国ではなく都市自身とすること、都市再生の取り組みを経済偏重ではなく生活再生重視とすることに特徴がある。その根拠について、この立場を代表する研究である『岩波講座 都市の再生を考える¹²⁾』の「刊行にあたって」から探ってみることにしたい。

まず、都市再生の主体を都市自身としたのは、人間が都市を形成してきたのであり、都市再生とは都市における人間の復興を意味すると捉えているからである。したがって、都市再生の主体となる都市自身とは、政策形成主体となる自治体や公務員に限らず、住民や企業の従業員など都市の形成に関わるあらゆる人間を含むものと言えるだろう。

次に、都市再生の取り組みを生活再生重視

とした背景には、産業構造の変化に伴う産業基盤の変化がある。現代は「脱工業化社会」を迎えており、工業の衰退とともに都市も衰退したことが都市再生の必要性を浮き彫りにした。しかしながら、脱工業化社会に突入した以上、工業の復興による都市の再生を期待できる状況ではない。そこで、脱工業化社会が知識社会であることに注目し、知的労働者の集結を転換期における新たな産業基盤として位置づけたのである。

工業社会における産業基盤は、広大な工場用地や道路・港湾など大規模臨海工業における効率的な操業に寄与するものであった。地域開発で全総に基づき拠点開発方式が進められたのは、まさに工業社会における産業基盤の整備が重要であったからである。しかしながら、これは知識社会における産業基盤とはならない。なぜならば、知識社会で経済的価値を生み出すのは知識であり、高度な知的水準を持つ人材にとって従来の産業基盤は必要なものではないからである。知識社会における産業基盤となるのは、生活の場を再生することである。とりわけ、自然環境を蘇らせ、地域文化を再生することが知的水準の高い人材を引き寄せる誘因となり、知識社会における産業再生にも寄与することになる。

こうした転換は、経済と生活の関係にも大きな変化をもたらすものである。工業社会で道路や港湾などが産業基盤となり、その整備を優先するために生活環境が犠牲となって都市問題を発生させた。すなわち、工業社会では生活と経済がトレード・オフの関係であったと言える。そして、両者のバランスをどう図るかが地域開発や都市政策の重要課題であり、その違いが政策の基本的理念についての

特徴を形成したと考えられる。これに対して、知識社会では生活の場の再生そのものが産業基盤となる。したがって、両者はもはやトレード・オフの関係ではなく、むしろ相乗効果をもたらす関係として捉えられるのである。都市再生講座における都市再生の独自性の根拠は、この点にあると考えられる。

2. 都市再生の特徴

すでに上で論じた部分もあるが、次に、都市再生の特徴について3つの点から述べる。

まず、国の取り組みにおける都市再生では、国と地方の関係、すなわち、政策の主体に関する特徴については、国が主体と言えるだろう。都市再生本部による都市再生では国の立場が政策に色濃く反映されるとともに、地方分権や住民参加などが十分配慮されていない点が批判された。そして、その後の地方再生戦略では補完性の原則など地方の主体性に一定の配慮が見られるようになったものの、景気対策への偏重が根強く残っている。

第2に、経済と生活の関係、すなわち、政策の手段と目的に関する特徴である。都市再生本部の都市再生や地方再生戦略は、どちらかと言えば経済優先であろう。なぜならば、いずれも景気対策すなわち経済面が前面に出ており、国主導の裏面として自治体や住民が主体的に進められる生活面への配慮が特に都市再生本部では不十分になっていると推察されるからである。

第3に、東京など大都市圏と地方圏の関係、すなわち、政策の対象に関する特徴である。都市再生本部は、地方圏にも配慮する重点政策を確かに打ち出している。しかしながら、

大都市重視で地方切り捨てであるとの批判があり、国の方針が具体策に十分反映されていない面がある。なお、地方再生戦略では都市再生本部への批判を受けて地方圏にも配慮した形になっている。こうした経緯を踏まえれば、国の取り組みでは大都市圏と地方圏のバランス確保については、試行錯誤の中で徐々に地方圏の位置づけが高まってきたと考えることができる。

続いて、都市再生講座における都市再生の特徴を述べる。まず、国と地方の関係、すなわち、政策の主体に関する特徴は、明らかに地方が主体である。都市再生の主体を都市自身と明確に位置づけているからである。

第2に、経済と生活の関係、すなわち、政策の手段と目的に関する特徴としては、これまでと大きく異なる。工業社会のように経済と生活のトレード・オフ関係の中で一方を優先してきた考え方から、脱工業社会すなわち知識社会では両者が相乗効果、とりわけ生活面が知識社会の産業基盤となって経済にも寄与することが示されているからである。

第3に、東京など大都市圏と地方圏の関係については、必ずしも明確ではない。なぜならば、都市再生の主体を都市自身としているからである。大都市圏は地方圏との関係からではなく自らの都市再生を主体的に進めるべきであり、地方圏もまた大都市圏との関係からではなく自らの都市再生を主体的に進めるべき、ということである。都市の置かれた条件や住民の考え方などによって、再生の内容は多様になるだろう。他との関係が考慮される余地がないわけではないが、都市が自ら再生を進める中での考慮となるであろう。「大都市圏か地方圏か」という取捨選択は、都市

再生講座における都市再生では強く想定されているわけではないと考えられる。

3. 都市再生の意義と課題

次に、都市再生の意義と課題について述べる。まず、国の取り組みにおける都市再生は、確かに「いざなぎ超え」と呼ばれる長期間の好況の一因となり、国が追求した成果には一定の寄与をしたものと考えられる。しかしながら、他方で弊害、すなわち東京一極集中に伴うミニ・バブル的状況の発生や一極集中のさらなる進展なども生じた。したがって、地域開発や都市政策などで追求されてきた目的から見れば、依然として問題の解消には至らなかったと言えるだろう。

次に、都市再生講座における都市再生について述べる。これは具体的な政策の基本的理念になったというよりも、今後のあるべき方向性を示したものと言える。したがって、具体的な意義や課題は現実の政策に具体化されるまで待たねばならず、実践されたものに対する検証を待つほかはないと考えられる。現段階では、脱工業化社会すなわち知識社会への転換に対する認識が新たな政策の枠組みや特徴を生み出し、それが従来の政策の課題解決に寄与することになれば大きな意義がある、ということになるだろう。

IV. 地方創生の経緯と 枠組み、特徴、意義と課題

最後に、地方創生の経緯と枠組みについて概要を整理し、その特徴、そして意義と課題について述べる。

1. 地方創生の経緯と概要

まず、地方創生に関連する政策について、策定までの経緯と政策の概要を述べる。

地方創生の発端となったのは、「中央公論」2013（平成25）年12月号に掲載された増田寛也・人口減少問題研究会の報告『2040年、地方消滅。「極点社会」が到来する』であった。その後、同氏を座長とする民間の組織「日本創成会議・人口減少問題検討分科会」による提言『ストップ少子化・地方元気戦略』が2014（平成26）年5月に発表され、同年8月には同氏編著による『地方消滅—東京一極集中が招く人口急減』が発刊された。

これらの報告や提言等を受けて、政府も本格的な対応に動き出す。2014年9月の閣議決定により「まち・ひと・しごと創生本部」が設置され、地方創生担当大臣が置かれた。同年11月には「まち・ひと・しごと創生法」が公布され、12月には「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」と「まち・ひと・しごと創生総合戦略」が閣議決定されている。2015（平成27）年6月には「まち・ひと・しごと創生基本方針2015—ローカル・アベノミクスの実現に向けて—」も策定された。

こうした経緯から、地方創生に関連する政策の背景には特に地方圏における人口減少への問題認識がある。日本創成会議の提言では、人口減少に対する楽観論は危険であり、悲観論は益にならないことから、正確かつ冷静な認識を求めている。すなわち、地方の人口減少を起こした最大の要因は若者（男女）の大都市（特に東京圏）への流出であり、人口流出の動きは地方と大都市（東京圏）の「経済雇用格差」に深く関連している、ということ

である。そして、地方からの人口流出がこのまま続くと、人口の「再生産力」を示す「若年女性（20～39歳）」が2040年までに50%以上減少する市町村が896（全体の49.8%）に上ると推計されている。これらの市町村はいくら出生率が上がっても将来的には消滅するおそれが高い。同時に、大都市、特に東京圏は東京近郊を中心に高齢化が一挙に進むことも予測されている。

こうした見通しを受けて「まち・ひと・しごと創生本部」が設置された。その役割は、人口急減・超高齢化という我が国が直面する大きな課題に対し政府一体となって取り組み、各地域がそれぞれの特徴を活かした自律的で持続的な社会を創生することである。

そのうえで、「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」は日本の人口の現状と将来の姿を示し、人口問題に関する国民の認識の共有を目指すとともに、今後取り組むべき将来の方向を提示するものである。まず、人口問題に対する基本認識として以下の点が挙げられている。

1. 「人口減少時代」の到来

- ・2008年に始まった人口減少は、今後加速度的に進む
- ・人口減少の状況は、地域によって大きく異なる
- ・人口減少は地方から始まり、都市部へ広がっていく

2. 「人口減少」が経済社会に与える影響

- ・人口減少は、経済社会に対して大きな重荷となる
- ・地方では、地域経済社会の維持が重大な局面を迎える。

3. 東京圏への人口の集中

- ・東京圏には過度に人口が集中している
- ・今後も東京圏への人口流入が続く可能性が高い
- ・東京圏への人口の集中が、日本全体の人口減少に結び付いている

次に、こうした認識のうえで、今後の基本的視点として以下の点が挙げられている。

1. 人口減少問題に取り組む意義

- ・人口減少に対する国民の危機感が高まっている
- ・的確な政策を展開し、官民挙げて取り組めば、未来は開ける
- ・人口減少への対応は、「待ったなし」の課題である

2. 今後の基本的視点

- ・3つの基本的視点（「東京一極集中」の是正、若い世代の就労・結婚・子育ての希望の実現、地域の特性に即した地域課題の解決）から取り組む
- ・国民の希望の実現に全力を注ぐ
- ・若い世代の結婚・子育ての希望に応える

最後に、目指すべき将来の方向として以下の点が挙げられている。

1. 「活力ある日本社会」の維持のために

- …今後目指すべき将来の方向は、将来にわたって「活力ある日本社会」を維持することである
- ・人口減少に歯止めをかける
- ・若い世代の希望が実現すると、出生

率は1.8程度に向上する

- ・人口減少に歯止めがかかると、2060年に1億人程度の人口が確保される
- ・さらに、人口構造が「若返る時期」を迎える
- ・「人口の安定化」とともに「生産性の向上」が図られると、2050年代に実質 GDP 成長率は、1.5～2%程度が維持される

2. 地方創生がもたらす日本社会の姿

- ・自らの地域資源を活用した、多様な地域社会の形成を目指す
- ・外部との積極的なつながりにより、新たな視点から活性化を図る
- ・地方創生が実現すれば、地方が先行して若返る
- ・東京圏は、世界に開かれた「国際都市」への発展を目指す
- ・地方創生は、日本の創生であり、地方と東京圏がそれぞれの強みを活かし、日本全体を引っ張っていく

以上の点から「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」をごく簡単に要約すれば、「東京一極集中」の是正と若い世代の就労・結婚・子育ての希望の実現、地域の特性に即した地域課題の解決を柱として地方と東京圏のあり方を再構築し、2060年に1億人程度の人口を確保するよう人口減少に歯止めをかける、ということである。

続いて、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の概要を述べる。これは、先の長期ビジョンを踏まえて、2015年度を初年度とする今後5か年の政策目標や施策の基本的方向、

具体的な施策をまとめたものである。まず、基本的な考え方として人口減少と地域経済縮小の克服の必要性について長期ビジョンに即して示したうえで、以下の点が挙げられている。

1. まち・ひと・しごとの創生と好循環の確立…「しごと」が「ひと」を呼び、「ひと」が「しごと」を呼び込む好循環を確立するとともに、その好循環を支える「まち」に活力を取り戻す

- ・しごとの創生
- ・ひとの創生
- ・まちの創生

次に、政策の企画・実行に当たっての基本方針の中で従来の政策が検証され、一定の成果をあげたが大局的には地方の人口流出や少子化に歯止めがかかっていない要因として5点（①府省庁・制度ごとの「縦割り」構造、②地域特性を考慮しない「全国一律」の手法、③効果検証を伴わない「バラマキ」、④地域に浸透しない「表面的」な施策、⑤「短期的」な成果を求める施策）を挙げ、地方創生の方針や特徴について以下の点が示されている。

1. まち・ひと・しごとの創生に向けた政策5原則

- ・自立性
- ・将来性
- ・地域性
- ・直接性
- ・結果重視

2. 国と地方の取組体制とPDCAの整備

- ・5か年戦略の策定
- ・データに基づく、地域ごとの特性と

地域課題の抽出

- ・国のワンストップ型の支援体制等と施策のメニュー化
- ・地域間の連携推進

以上の点から「まち・ひと・しごと創生総合戦略」をごく簡単に要約すれば、まち・ひと・しごとの創生と好循環の確立に向けて分野横断的な政策を効果的に実施し、地方の自立性確保のため客観的な分析と検証に基づき推進するための戦略、ということになるだろう。

地方は、こうした国のビジョンと総合戦略に沿った形で、各々のビジョンと総合戦略を策定する。自治体ごとに詳しく述べる余裕はないが、例えば福井県の場合は『福井県の人口の動向と将来見通し』を策定し、2010（平成22）年の国勢調査人口80.6万人が2040（平成52）年には63.3万人（国立社会保障・人口問題研究所の推計に準拠）、あるいは60.6万人（日本創成会議の推計）まで減少するとされている。これに対して、国の長期ビジョンどおり福井県でも出生率が2030年に1.8、2040年に2.07に上昇し、かつ、2020年に転入・転出が均衡した場合（国の長期ビジョン準拠）には2040年の人口が68.2万人となり、人口減少が大きく抑制されると推計されている。そこで、『ふくい創生・人口減少対策戦略』では、次の基本戦略に基づいて具体策を進めることが提起された。

《基本戦略1》幸福なくらしの維持・発展

- (1) 「幸福度日本一」の維持・発信
- (2) 「幸福度日本一」の追求

《基本戦略2》結婚・出産の希望に応え人口

減に歯止め（自然減対策）

(1) つながりの力で縁結びを「徹底応援」（「迷惑ありがた縁結び」活動の拡大）

(2) 「子どもをもって暮らしが幸福に」の日本一の子育て環境

《基本戦略3》U・Iターン、県内定着を強
力に促進（社会減対策）

(1) 選ばれるふるさとへU・Iターン
「徹底サポート」

(2) 福井への企業・人・資金の移転

(3) 高校も大学も県内定着をバックアップ

《基本戦略4》ローカル産業、グローバル観
光革命

(1) 人口減少を乗り越えるローカル産業革命

(2) 農林水産業や伝統産業の新展開

(3) 多様な人材の活躍を推進

(4) 国内外から人を呼び込み、交流人口
を拡大

《基本戦略5》持続可能な元気コミュニティ
の形成

(1) 「ふるさと県民」を増やすプロジェ
クト

(2) 賑わいや交流で、ふるさとの元気復活

(3) 若者や元気高齢者が支えるまちづくり

(4) 豊かな環境を次の世代へ

(5) 市町と連携した「ひと」「まち」の活
力維持

『ふくい創生・人口減少対策戦略』は、これまで以上に人口減少対策に重点を置いたものであり、福井県の有する「幸福¹³」を人口問題の解決の新たな原動力にするという独自の視点を打ち出すと同時に、人口問題に関する国の大きな役割の発揮を求める形をとっている。人口減少は、日本創生会議の推計にもあったように多くの地域に共通する一方で国

の存立基盤そのものであることから、国と地方の役割分担なくして効果を発揮することはできない、という考え方がとられている。

2. 地方創生の特徴

次に、地方創生の特徴について3つの点から述べる。

第1に、国と地方の関係、すなわち、政策の主体に関する特徴である。これは、一見すると国の主導性が強い。人口ビジョン及び総合戦略は国が策定したものを勘案し、地方も策定し実行するよう努めることとされているからである。また、検証の仕組みも国がPDCAサイクルを確立するのと同様、地方にもその重要性を訴えている。さらには、地方による検証を支援するために国は地域経済分析システムを開発し、ワンストップ型の支援体制や施策のメニュー化を行うと同時に地域間の連携も提唱している。

ただし、長期的な取り組みが求められている中で、今後、地方が自ら政策の検証を行ったうえで独自の対応を打ち出していくことになれば、地方の主導性も強まってくるのではないだろうか。

第2に、経済と生活の関係、すなわち、政策の手段と目的に関する特徴である。これは地方創生が「まち・ひと・しごとの創生」による総合戦略を軸に進められていることから、経済にも生活にも配慮したものと捉えることができる。また、都市再生講座のような経済と生活の相乗効果については、やや異なる視点から想定されていると考えられる。例えば、国の総合戦略には結婚・出産・子育ての希望をかなえるための若い世代の経済的安定やワ

ーク・ライフ・バランスの実現など、経済と生活を一体のものとして捉えた政策が提起されている。これは、いずれか一方を重視する地域開発や都市政策、国の都市再生とは異なる捉え方であるとともに、相乗効果を見込む都市再生講座の都市再生ともやや異なると言えるだろう。

第3に、東京など大都市圏と地方圏の関係、すなわち、政策の対象に関する特徴である。国の総合戦略では「地方と東京圏の経済格差拡大等が、若い世代の地方からの流出と東京圏への一極集中を招いて」おり、このことが「日本全体としての少子化、人口減少につながっている」と捉えている。そこで3つの基本的視点、すなわち①「東京一極集中」を是正する、②若い世代の就労・結婚・子育ての希望を実現する、③地域の特性に即して地域課題を解決する、ということから、地方圏を重視しつつ「人口、経済、地域社会の課題に対して一体的に取り組むことが何よりも重要である」と述べているように思われる。とはいえ、同時に「東京圏の活力の維持・向上を図りつつ、過密化・人口集中を軽減し、快適かつ安全・安心な環境を実現する¹⁴⁾」として、東京一極集中の是正が東京の活力低下を招くものであってはならないという考え方も示されている。したがって、大都市圏と地方のいずれか一方を優先させるのではなく、それぞれの特性に即した課題解決が必要ということになるだろう。

3. 地方創生の意義と課題

—他の理念との比較を通じた示唆—

最後に、地方創生の意義と課題について述べる。これは現在進行中の政策に関するもの

であることから、データなどを用いた分析や検証はできない。そこで、前章までに述べた従来の政策の基本的理念についての特徴と地方創生の特徴を比較し、従来の理念に関する意義と課題を通じて地方創生の意義と課題についての示唆を得る形で考察を進めることにしたい。

表4が、従来の政策の理念の特徴と地方創生のそれを整理・比較したものである。それぞれで特徴的な傾向が見受けられる。第1に、国と地方の関係では、地域開発と国による都市再生のように、国が主導的であったものに関して地方が主体性を発揮する余地は、近年のものになるほど広がってきたようである。特に、都市政策や都市再生講座の都市再生などは国ではなく地方が主導的な役割を果たすことを明確に示し、地域開発や国の都市再生へのアンチテーゼのような形で提起されてきた。また、国の地方再生戦略でも補完性の原則が掲げられており、地方に対する配慮が散見される。こうした点を考慮すれば、地方創生では確かに国のビジョンや総合戦略の枠組みに即して地方も同様のものを作成することが要請されているものの、従来よりも地方に配慮する余地が広くなれば、これまでの課題

を踏まえた対応として一定の評価をすることができるのではないだろうか。

第2に、経済と生活の関係に関しては、かつての「経済か生活か」という二者択一、トレード・オフの関係という認識から、相乗効果あるいは一体化という認識が強まっている。地域開発と都市政策、そして国の都市再生ではトレード・オフという認識が強かった。しかしながら、都市再生講座における都市再生では脱工業化社会すなわち知識社会への転換を背景に両者の相乗効果に焦点が当てられるようになり、地方創生でも知識社会について言及はないものの両者をトレード・オフではなく一体として捉える形になっている。このように新しい視点に立った理念による地方創生が果たして成果をあげるのかについては、今後の検証が必要であろう。しかしながら、経済優先であった地域開発や国の都市再生で示された課題や生活優先であった都市政策などで示された課題を踏まえて、また都市再生講座の都市再生による問題提起を経て、地方創生は生活と経済の一体化を具体的に実践する段階に入ったものと捉えることができる。

第3に、大都市圏と地方圏の関係に関しては、地方創生では「東京一極集中の是正」が

表4 地域開発, 都市政策, 都市再生, 地方創生の比較表

		国と地方の関係	経済と生活の関係	大都市圏と地方圏の関係	意義と課題
地域開発		国が主導, 地方が追随	経済を優先	理念は地方圏優先, 結果は伴わず	財政と経済の両面から否定的
都市政策		地方が主導	生活を優先	大都市圏を対象	枠組みとしては意義深いが一部の自治体に限定され財源確保も不十分
都市再生	都市再生本部	国が主導, 地方は軽視	経済を優先	大都市圏を優先	長期好況の一因となったがミニバブルや一極集中のさらなる進展を招く
	地方再生戦略	国が主導, 地方にも配慮	経済を優先	大都市圏と地方圏のバランス	
	都市再生講座	地方が主導	生活と経済の両立	地域ごとに課題解決	今後の具体策や検証が必要
地方創生		国と地方の役割分担	生活と経済の一体化	東京一極集中の是正を掲げると同時に, 地域ごとに課題解決	

提起されていることから、地域開発と同様に地方圏が優先されているように見える。しかしながら、それは大都市圏の犠牲の上に地方圏の活性化が見据えられているのではなく、大都市圏は大都市圏の、地方圏は地方圏の課題を分析し、それぞれが主体的に解決を模索することが国によって推奨されている。したがって、地方創生は地域開発とは異なり必ずしも地方圏を優先する姿勢ではないと考えられる。国の都市再生（地方再生戦略）では大都市圏と地方圏の双方に言及されていることや、都市再生講座における都市再生では地域ごとの課題解決が提起されたことなどから、国の主導性後退とともに各々の主体性が重視されるようになったと考えられる。この点についても、新たな特徴として意義を見出すことができるのではないだろうか。

むすびにかえて

本稿では、地方創生の意義と課題について、地域を取り巻く従来の諸政策の基本的な理念との比較を通じて示唆を得ることを目的に議論を進めてきた。地方創生の取り組みは、長期的な人口減少に対応するために長期的な検証を要するものである。その意味で、現段階は緒に就いたばかりであり、具体的なデータ等を用いて検証することは難しい。しかしながら、これまでの理念との比較によって、必ずしも明確とは言えないまでも地方創生がこれまでの経緯や意義と課題を踏まえて進化を遂げてきたものと捉えることが可能ではないだろうか。その意味で、すでに地方創生には一定の意義があり、今後の検証を通じて多くの地域で地方創生が実現すればさらに大きな

意義を持つと考えることができるだろう。

【参考文献】

- ・五十嵐敬喜・小川明雄（2003）『都市再生を問う—建築無制限時代の到来』岩波書店
- ・伊東光晴（1989）『技術革命時代の日本—経済学は現実にとたえうるか』岩波書店
- ・稲澤俊一（2001）『戦後の福井県行政』福井県立大学地域経済研究所
- ・井上武史（2014）『原子力発電と地域政策—「国策への協力」と「自治の実践」の展開』晃洋書房
- ・坂本光司・幸福度指数研究会（2011）『日本でいちばん幸せな県民』PHP 研究所
- ・寺島実郎・日本総合研究所（2016）『全47都道府県幸福度ランキング2016年版』東洋経済新報社
- ・宮本憲一（1973）『地域開発はこれでよいか』岩波書店
- ・山本正雄編（1979）『都市財政改革の構想—東京都新財源構想研究会報告集』新地書房

注)

- 1 個々の具体的な政策には、従来から行われていたものも組み込まれている。
- 2 おおよその年代順である。
- 3 福井県における原子力発電所の立地もまた、嶺南地域における地域開発の一環として位置づけられることを拙著（2014）第2章で述べた。なお、原子力発電の早期実用化もまた国の政策として進められていった。
- 4 宮本（1973）41ページ。傍点は筆者による。
- 5 伊東（1989）103ページ。
- 6 伊東前掲書、104ページ。

- 7 松下（1971）108ページ.
- 8 松下前掲書, 110ページ.
- 9 山本（1979）編者のことば
- 10 1980年代から90年代にかけてのバブル経済期に, 再び東京一極集中が進行した.
- 11 例えば, 五十嵐・小川（2003）など.
- 12 以降, 本稿では本講座で打ち出された基本的理念を「都市再生講座における都市再生」と呼ぶ.
- 13 寺島実郎・日本総合研究所（2016）や坂本光司・幸福度指数研究会（2011）では, 都道府県の幸福度を経済や生活・教育など多様な指標から比較した結果, いずれも福井県が総合で1位であることが示されている. これらの結果を受けて, 福井県は幸福度日本一を打ち出した広報や政策を展開している.
- 14 本段の引用はいずれも総合戦略1ページ.